

安全データシート

1. 化学品等及び会社情報

化学品等の名称	0.05Mフェロシアン化カリウム溶液
会社名	武藤化学株式会社
住所	東京都文京区本郷2-10-7
電話番号	03-3814-5511
ファックス番号	03-3815-4832
緊急連絡電話番号	03-3814-5511
推奨用途及び使用上の制限	検査・研究用

2. 危険有害性の要約

GHS分類 分類実施日

物理化学的危険性	分類できない	
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分外
	皮膚腐食性・刺激性	区分外
	眼に対する重篤な損傷性又は眼 刺激性	区分2B
	皮膚感作性	区分外
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3(気道刺激性)
環境に対する有害性	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分外
	水生環境有害性(急性)	区分3
	水生環境有害性(長期間)	区分3

GHSラベル要素 絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

警告
飲み込むと有毒
眼の損傷
呼吸器への刺激のおそれ
水生生物に有害
長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

安全対策

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
取扱後はよく手を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
環境への放出を避けること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。

応急措置	飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。 飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 皮膚に付着した場合:多量の水と石けん(鹹)で洗うこと。 皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診断／手当を受けること。
保管	高さ1m-床面間に通気オストレ 換気の良い場所で保管すること。 容器を密閉しておくこと。
廃棄	内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。
他の危険有害性	情報なし

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の區別

化学名又は一般名
濃度又は濃度範囲

混合製品

フェロシアン化カリウム
1.64%

精製水
98.36 %

化学式

K[Fe(CN)6]

H2O

CAS番号

14459-95-1

官報公示整理番号(化審法)

(1)-815

官報公示整理番号(安衛法)

公表

分類に寄与する不純物及び

情報なし

安定化添加物

4. 応急措置

吸入した場合

直ちに新鮮な空気のある場所に移動し、鼻をかませてうがいをさせる。

皮膚に付着した場合

直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。

多量の水と石鹹で洗うこと。

直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。水又は食塩水を飲ませて吐かせる。必要に応じて医師に連絡すること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

情報なし

応急措置をする者の保護

情報なし

医師に対する特別な注意事項

情報なし

5. 火災時の措置

消火剤

水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類

使ってはならない消火剤

情報なし

特有の危険有害性

情報なし

特有の消火方法

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消防を行う者の保護

適切な空気呼吸器、防護服を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の立入りを禁止する。

風上に留まる。

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

立ち止まつて密閉された場所をオヌ

環境中に放出してはならない。

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。

希釈水は腐食性及び/又は毒性があり汚染を引き起こすおそれがある。

本製品は、水汚染物なので土壤汚染、もしくは排水溝及び排水系及漏洩物を掃き集めて密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理す

環境に対する注意事項

封じ込め及び浄化の方法及び機材

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策

安全取扱い注意事項

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行火気注意。

取扱い後はよく手を洗うこと。

飲み込みを避けること。

皮膚との接触を避けること。

粉じん、ヒュームの吸入を避けること。

ガスの吸入を避けること。

眼、皮膚に付けないこと。

粉じん、ヒュームを吸入しないこと。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

眼に入れないこと。

取り扱い後は手を洗う。

皮膚と接触しないこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

接触、吸入又は飲み込まないこと。

『10. 安定性及び反応性』を参照。

取扱い後はよく手を洗うこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

技術的対策: 特別に技術的対策は必要としない。

保管条件: 特に技術的対策は必要としない。

暗所、換気の良い場所で保管すること。

容器を密閉して保管すること。

ガラス、ポリエチレン、ポリプロピレン

接触回避

衛生対策

保管

安全な保管条件

安全な容器包装材料

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

データなし

許容濃度 日本産衛学会

データなし

ACGIH

1mg/m³(鉄水溶性塩として) (TLV-TWA)

設備対策
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
局所排気装置を使用する。

保護具	呼吸用保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
	手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
	眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	
形状	液体
色	黄色
臭い	無臭
臭いのしきい(閾)値	情報なし
pH	アルカリ性
融点	約0°C
溶解度	水に対する 21.3% (12°C)、エタノールには不溶
n-オクタノール／水分配係数	情報なし
自然発火温度	データなし
分解温度	情報なし
粘度(粘性率)	情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる
危険有害反応可能性	強酸化剤と接触すると、反応することがある。
避けるべき条件	日光、熱
混触危険物質	酸、強酸化剤
危険有害な分解生成物	シアノ化水素

11. 有害性情報

急性毒性 経口	区分外
経皮	分類できない
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分外
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	眼に対して刺激性がある。(区分2B) ウサギを用いた眼刺激性試験において、軽度の刺激性がみられた。
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	呼吸器への刺激のおそれ。(区分3) 気道刺激性
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	分類できない
吸引性呼吸器有害性	分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性 水生環境有害性(急性)	魚類(グッピー) LC50 = 19mg/L/96H (区分3)
水生環境有害性(慢性)	長期的影響により水生生物に有害 (区分3)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 廃棄の前に、可能な限り処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 廃棄方法は紺青法(難溶性錯化合物沈殿法)により行う。 水に溶かして硫酸第一鉄を加えて、難溶性の鉄シアノ錯体を生成させ、凝集沈殿法により沈殿除去する。
廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

汚染容器及び包装 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号

国内規制 海上規制情報

航空規制情報

陸上規制情報

特別安全対策

分類しない

船舶安全法の規定に従う。

航空法の規定に従う。

該当しない

重量物を上積みしない。

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条の1、施行令第18条)(政令第352)

名称等を通知すべき有害物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(政令第352)

化学物質排出把握管理促進法

該当しない

毒物及び劇物取締法

該当しない

航空法

該当しない

船舶安全法

該当しない

労働基準法

該当しない

16. その他の情報

参考文献

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等に利用される場合には、出典等をよく検討されるか、試験によって確かめることをお勧めします。記載のデータや評価に関してはいかなる保証をするものではありません。また、記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合には新たな用途・用法に適した安全対策を実施した上、お取扱い願います。当製品の譲渡時には本SDSを添付してください。